鹿児島市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出要領

（目的）

第１条　この要領は、自動体外式除細動器（以下「ＡＥＤ」という。）の貸出しに関して必要な事項を定め、本市で開催され、多くの市民の参加等が見込まれる行事を主催する団体等に、ＡＥＤを貸し出すことにより、心停止者への迅速な救命活動に備え、市民の安心と安全の確保を図ることを目的とする。

（貸出対象）

第２条　ＡＥＤの貸出しは、市内において１０人以上の市民が参加し、かつ営利を目的としない行事を主催する団体等の代表者に対して行うものとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

（ＡＥＤの管理場所）

第３条　この要領により貸出しを行うＡＥＤは、健康福祉局保健所生活衛生課において管理する。

（貸出要件）

第４条　ＡＥＤの貸出しは、医療従事者又は普通救命講習を受講した者（以下「資格者」という。）が、行事の期間を通じてその会場等に配置されることを原則とする。

（貸出期間及び貸出台数）

第５条　ＡＥＤの貸出期間は、貸出しの日から７日以内とし、貸出台数は、１行事につき１台とする。ただし、市長が特別な事由があると認めたときは、この限りでない。

（貸出料）

第６条　ＡＥＤの貸出しは、無料とする。

２　貸出期間中におけるＡＥＤの運搬及び維持管理に要する経費は、ＡＥＤの貸出しを受けた者（以下「借受者」という。）の負担とする。ただし、貸出期間中、救命活動に使用した電極パッドその他ＡＥＤに付属する消耗品に係る経費は、本市の負担とする。

（貸出手続き）

第７条　貸出しを受けようとする者は、貸出日の２か月前から７日前までに、次に掲げる書類を添えて、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出申請書（様式第１）を市長に提出しなければならない。

(1) 運転免許証の写し等申請者の身分を証する書類

(2) 行事等の目的、会場、内容等がわかる書類

(3) 資格者の普通救命講習の修了証又は資格免許証等の写し

２　市長は、前項に規定する貸出申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、貸出しの可否を決定したときは、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出承認・不承認通知書（様式第２）により当該申請者に通知するものとする。

３　前項の規定により貸出しの承認を受けた者は、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出承認・不承認通知書を持参し、第３条の管理場所において貸出しを受けるものとする。

（維持管理）

第８条　借受者は、借り受けたＡＥＤを常に良好な状態で管理するとともに、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 借受者は、ＡＥＤを取扱説明書によって適切に使用すること。

(2) 借受者は、ＡＥＤを処分し、又は目的以外に使用しないこと。

(3) 借受者は、ＡＥＤを転貸し、又は譲渡しないこと。

（返却）

第９条　借受者は、貸出期間終了後、速やかにＡＥＤを返却し、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）使用実績報告書（様式第３）を市長に提出するものとする。

（損害賠償の義務）

第１０条　借受者は、ＡＥＤを亡失し、又は損傷した場合は、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）亡失・損傷報告書（様式第４）を速やかに市長に提出するものとする。

２　借受者は、ＡＥＤを亡失し、又は損傷した場合は、その損害を賠償するものとする。ただし、市長がやむをえない理由があると認めるときは、この限りでない。

（返還）

第１１条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ＡＥＤを返還させることができる。

(1) 借受者がＡＥＤを必要としなくなったとき。

(2) 第８条の規定に違反したと認められるとき。

(3) 市長が特に必要があると認めたとき。

付　則

この要領は、平成２１年１１月１日から施行する。